

答 申 第 553 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）のうち、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「本件職務上請求書」という。）の「請求に係る者の氏名・範囲」の「氏名（フリガナ）」及び「戸籍法第10条の 2第 1項等、住民基本台帳法第12条の 3第 1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち「依頼者の氏名又は名称」を非開示とした決定は妥当であるが、「戸籍法第10条の 2第 1項等、住民基本台帳法第12条の 3第 1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち「業務の種類」及び「依頼者について該当する事由」を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 4年 2月 15日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）（令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日分）
- 2 同月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1)の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、(2)の理由により、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - (1) 特定された保有個人情報
令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日に、請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等の交付申請書（証明書交付センター分）
 - (2) 一部を開示しない理由
 - ア 旧条例第20条第 1項第 3号に該当
本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。
 - イ 旧条例第20条第 1項第 4号に該当
本件保有個人情報には、事業を営む個人の印影が含まれており、これは当該事業を営む個人の内部管理に関する情報であって、開示すること

により当該事業を営む個人の事業運営に支障をきたすと認められるため。

3 同年 6月 2日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち以下を非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。（令和〇年〇月〇日発行分のみ）

- (1) 「戸籍法第10条の 2第 1項等、住民基本台帳法第12条の 3第 1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち、①業務の種類②依頼者について該当する事由③依頼者の氏名又は名称

(2) 「請求に係る者の氏名・範囲」④氏名（フリガナ）

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(6) 実施機関は弁明書において「当該依頼人にとって、行政書士への依頼に関する情報は他者に知られたくない情報である」と主張するが、そのような個人情報を調査するような目的に行政書士を使うこと自体が不正であり、警察にも被害届を提出できるレベルの問題である。

(8) 弁明書の一部の記述は、失当であり、このような考え方で、区役所の職員が個人情報を扱って、業務を担当しているのは非常に危険である。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

1 一部非開示とした情報内には、審査請求人以外の者（本件職務上請求書の請求者である行政書士の依頼人）に関する情報が含まれており、当該依頼人にとって、行政書士への依頼に関する情報は他者に知られたくない情報であると考えられる。

2 これらの情報を審査請求人に開示すると、依頼人が今後、行政書士への業務依頼を躊躇してしまう状況が考えられ、行政書士への依頼という正当な権利を侵害するおそれがある。

3 したがって、これらの情報を開示することは、審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、旧条例第20条第1項第3号に該当する。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件職務上請求書の「請求に係る者の氏名・範囲」のうち「氏名（フリガナ）」（以下「本件非開示情報①」という。）並びに「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち「業務の種類」（以下「本件非開示情報②」という。）、「依頼者の氏名又は名称」（以下「本件非開示情報③」という。）及び「依頼者について該当する事由」（以下「本件非開示情報④」という。）が旧条例第20条第1項第3号に該当するか否かが争点となっている。

2 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及

び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点より、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件職務上請求書について

本件職務上請求書は、本件職務上請求書の請求者である行政書士（以下「本件職務上請求者」という。）が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の職印が押されており、本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号、請求の対象となる本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、提出先が記載されている。

4 旧条例第20条第1項第3号該当性について

(1) 本号は、開示請求者以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

(2) まず、本件非開示情報②及び④を開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

ア 本件非開示情報②及び④には、開示請求者である審査請求人以外の者である依頼人が、交付された戸籍謄本をどのような目的で利用するかに関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

イ しかし、本件非開示情報②及び④は、審査請求人以外の者の個人に関する情報であるものの、特定の個人を識別できる情報であるとは認められない。

ウ ただし、旧条例第20条第1項第3号は、開示請求者以外の特定の者を識別できないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報は非開示とすることが定められており、未発表の著作物等、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報とされている。

エ 上記ウを踏まえると、本件非開示情報②及び④は個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報とまでは認められない。

(3) 次に、本件非開示情報①及び③を開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

本件非開示情報①及び③には、開示請求者以外の者の氏名が記載されている。当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、当該部分を開示すると、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、特定の個人の氏名が記載されている本件非開示情報①及び③は旧条例第20条第1項第3号に該当すると認められるが、本件非開示情報②及び④は、旧条例第20条第1項第3号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第1審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会からの付言

本件処分について、当審議会の判断は第5のとおりである。しかし、本件処分に係る職務上請求書による戸籍謄本等交付事務については、本件職務上

請求書に記載されている利用目的の特殊性を十分考慮せずに、形式的な確認のみを行い、交付したことが窺われる所以、問題として指摘する。戸籍は、出生、婚姻、離婚、死亡、養子縁組などの身分・家族関係が示される重要な個人情報である。本件職務上請求書に記載されている利用目的の特殊性を考慮することなく交付すれば、重要な個人情報が不当に流出してしまう危険性があったのであるから、交付について特に慎重に判断すべきであった。

実施機関は、職務上請求者からの戸籍謄本等の交付請求であった場合においても、利用目的を精査することによって、個人情報の不当な流出を防止し、個人情報保護を常に留意すべきであり、その趣旨に沿った戸籍謄本等交付事務の運用を強く要望する。

第7 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 6月17日	本件審査請求に係る諮問書の受理
7月14日	本件審査請求に係る弁明書の受理
7月22日	本件審査請求に係る反論意見書を受理
12月 2日 (第289回審議会)	調査審議
令和 5年 5月19日 (令和 5年度第 2回)	調査審議
6月16日 (令和 5年度第 3回)	調査審議
7月21日 (令和 5年度第 4回)	調査審議
8月25日	答申